

# 自治会における 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日に全面的に施行されたことにより、自治会を含む個人情報を扱う全ての事業者が、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の適正な取扱いを求められることとなりました。

## 個人情報保護法とは？

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。



## 個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報のことです。具体的には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族構成、職業等になり、生年月日や性別など、それだけでは個人が識別できなくても、他の情報と組み合わせることで個人を識別できるものも個人情報となります。

**個人情報は、ルールを守り、慎重かつ適正に取り扱いましょう！**

## 個人情報を取り扱う際の注意点

### ① 個人情報を取得しようとする場合

- 個人情報を取得しようとする際は、あらかじめ利用目的を明確にし、本人から直接取得しましょう。
- 必要な個人情報の内容を決めましょう。



### ② 個人情報を利用する場合

- 自治会が取得した個人情報は、取得の際に定めた利用目的に沿って利用しましょう。
- 定めた利用目的以外の用途で個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人への同意を得ましょう。

### ③ 個人情報を管理する場合

- 集めた個人情報は、漏えいの防止が必要です。情報を提供する会員が安心できるよう、管理等についてのルールをつくりましょう。



### ④ 個人情報を第三者に提供する場合



- 個人情報を提供することに対して、あらかじめ、本人の同意を得ることが必要です。また、提供した日・提供先は、記録に残しましょう。